

介護保険事業者の指定（許可）の更新について

【更新制度の概要】

事業者の指定基準の遵守状況を定期的に確認するため、介護保険法の規定により介護保険事業者は指定又は許可（以下「指定等」）の更新手続きが必要であり、「6年間の有効期間」が設けられています。

指定等が更新されたときは、更新年月日から起算して原則6年間に有効期間となります。

この有効期間を更新するには事前に「更新申請」を行う必要があります。

- ・更新申請を行わなかった場合（又は休止中の事業所）は、有効期間満了日の経過をもって指定が失効します。（介護保険給付が受けられなくなります）
- ・人員や設備等の基準を満たしてない場合（←指導対象）は、指定の更新はできません。

【更新申請の方法】下記の手順に従って更新申請書類を提出してください。

①指定更新のお知らせ・意向確認について

- ・指定等の「有効期間満了日」の約3か月前になりましたら、市から事業所あてにメール等により「指定更新等のお知らせ」を行います。
- ・所定の回答期限までに、添付されている『指定（許可）更新申請に係る意向確認票』を記入、提出のうえ、指定等の更新の意思表示を行ってください。

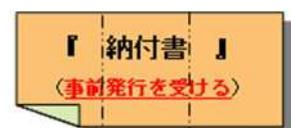
※訪問型基準緩和サービス、通所型基準緩和サービスは『指定（許可）更新申請に係る意向確認票』の提出は不要です。

②納付書の交付を受ける

- ・新潟市介護保険法関係手数料条例に基づき、更新手数料の納付が必要です。

この手数料は『納付書』による納付となります。

- ・意向確認票による指定更新の意向が確認できた場合に、
（事前発行を受ける）市より納付書を発行いたします。



（万一、更新等のお知らせがない場合・納付書が送付されない場合は、早急にご連絡ください。）

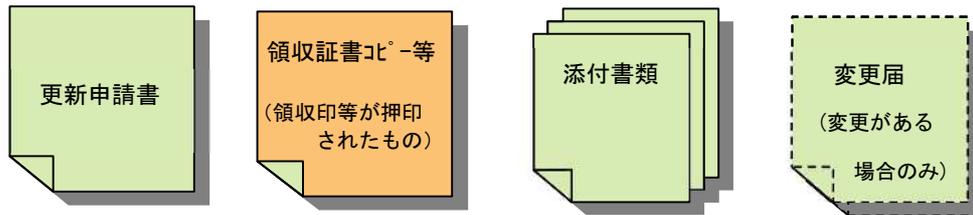
※介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス（以下「相当サービス」）のうち、一体的にサービスを提供する【居宅サービス】、【地域密着型サービス】と指定有効期間満了日が同一であり、【居宅サービス】、【地域密着型サービス】と同時に更新申請する場合は、審査手続きが重複することから、【居宅サービス】、【地域密着型サービス】の更新手数料（ともに8,700円）のみ納付することで、相当サービスの更新手数料の納付は不要になります。

なお、訪問型基準緩和サービス、通所型基準緩和サービスは更新手数料の納付は不要です。

相当サービスのみ新潟市から指定を受けている場合、または一体的にサービスを提供する【居宅サービス】、【地域密着型サービス】と有効期限満了日が異なる場合は、更新手数料の納付が必要です。

③更新申請書類の作成

『記載例等』をご参照のうえ、所定の様式等で作成してください。



④更新申請書類の提出

所定の提出期間内に、電子申請・届出システムにより新潟市役所介護保険課へ提出してください。

(→提出期限：更新を受けようとする月の前々月の末日まで)

【休止中事業所の取扱い】

- ・ 休止中の事業所は、指定の更新を受けることができません。
- ・ 休止中の事業所は、所定の提出期限までに事業を再開した上で、更新申請を行うか、事業所を廃止する必要があります。

＜指定（許可）更新申請書類一覧＞

書類番号	更新申請・添付書類	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護 （介護予防）	リハビリテーション （介護予防）訪問 リハビリテーション	（介護予防）居宅療養 管理指導	通所介護	リハビリテーション（通所）	（介護予防）短期 入所生活介護	（介護予防）短期 入所療養介護	施設入居者生活介護 （介護予防）特定 福祉用具貸与	福祉用具販売 （介護予防）	特定（介護予防） 福祉用具販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	定期巡回・随時対応型訪 問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	（介護予防）認知症対 応型通所介護	（介護予防）小規模多機 能型居宅介護	（介護予防）認知症対応 型共同生活介護	地域密着型特定施設入 居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	看護小規模多機能 型居宅介護	居宅介護支援	介護予防支援	介護予防訪問介護 相当サービス	緩和サービス 訪問型基準	介護予防通所介護 相当サービス	通所型基準 緩和サービス				
1	更新申請書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
2	領収証書等の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎※1	◎※1	◎※1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
3	利用者（入所者）数算出書							◎		◎			◎	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎										
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 （注：申請する日の属する月の前月の実績）	◎	◎	◎			◎	◎	◎※3	◎※3	◎	◎	◎	◎※3	◎※3	◎※3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
5	資格を証する書類（開設者、管理者を含む） ※4	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
6	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護予防・日常生活 支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
7	病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院等の開設許可証等の 写し			◎※5	◎※7	◎※6		◎		◎※7																									
8	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
9	運営（介護・医療連携）推進会議の構成員																◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎										
10	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並び びに当該事業者の名称及び所在地（標準様式2）・受業務委託契約 書等の写し										○																								
11	利用者・入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供 主体と連携の内容																										○	○							

備考

- ※1 手数料について、※1のサービスは10,300円、緩和サービスを除くそれ以外のサービスは8,700円です。
- ※2 該当するサービスと一体的に行う「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「居宅介護支援」と同時に更新申請する場合は、審査手続きが重複することから手数料の納付は不要です。
- ※3 ユニット型の場合はユニットケア・夜勤加算用の勤務形態一覧表も併せて添付が必要です。
- ※4 新規指定（許可）申請の留意点のとおり、書類番号3に記載した対象職種の従事者（開設者、管理者を含む）の資格を証する書類を提出してください。
- ※5 事業所が病院、診療所である場合に限りです。訪問看護ステーションの場合は不要です。
- ※6 事業所が病院、診療所、薬局である場合に限りです。訪問看護ステーションの場合は不要です。
- ※7 事業所が所在する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の許可証等の写しを提出してください。
- ※8 該当するサービスと一体的に行う「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「居宅介護支援」と同時に更新申請する場合は、提出不要です。
- ※9 書類番号10～12は、申請時から変更があった場合のみ提出してください。なお、11は所在地、事業所・施設名、担当者名、連絡先等の変更であった場合は提出不要です。